

古賀市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 古賀市外国語指導助手派遣業務を実施するにあたり、受託業者決定のためのプロポーザルの審査を厳正かつ公正に行うため、古賀市外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 業者から提出された企画提案書審査及び評価
- (2) その他審査の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次の各号に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 委員長 教育部長
- (2) 委員 小学校長代表、中学校長代表、小学校主幹教諭代表、外国語担当教員代表、外国語教育担当指導主事(各1名程度)

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は必要のつど委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月17日より施行する。